

【質問項目】

1. 地理的表示保護制度の活用について
2. 試験研究の充実について

1. 地理的表示保護制度の活用について

■質問（しもづる）

私からはまず農政課に、資料四十二ページ中段にあります、販売拡大促進対策費の二事業について伺いしたいと思います。

これらは国の緊急経済対策に伴う補正ということで、今後、より鹿児島県の農産品を高く売っていく、農業者の所得をふやしていく上で非常に重要な事業であろうというふうに思っております。

そこでまず、一番、かごしまの食ブランディング事業、二番、地理的表示保護制度活用促進事業について、対象とかも含めてもう少し詳しく説明をしてください。

□答弁（かごしまブランド対策監）

御質問のありました事業の内容等について御説明させていただきます。

かごしまの食ブランディング事業につきましては、かごしまブランドを初めとして、鹿児島県のすぐれた農産品等の認知度向上並びにイメージアップを図っていきたいということで、事業を行っておるところでございますが、補正予算を受けましても、県外で現在も実施しております大消費地、首都圏、中京地区、関西エリア、これらの地域にあります高級量販店での鹿児島産品のフェアの実施、さらには、固有名詞を出しますけれども、「ぐるなび」とか情報誌がいろいろございますので、そういうところを活用しまして、飲食店におきまして、鹿児島産の産品を使った料理を提供しますといたしますか、飲食店に声をかけをしまして、そういう情報誌のほうで紹介をしながら、店のほうでは鹿児島産のすぐれた産品を使った料理を提供してもらって、消費者の方に食してもらって、評価を得てもらって継続して利用してもらおうというような取り組みも新たに行おうというふうに考えております。

その他、従来から継続しておりますけど、遊楽館を初めとしますアンテナショップでの認知度向上、販売促進対策というような形で引き続き取り組んでいくという考えでおります。

二番目の地理的表示保護制度活用促進事業につきましては、昨年六月に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律という法律が制定されまして、通称地理的表示法と言われておるわけなんですけれども、これが現在、政省令を策定しておりまして、本年の六月から施行されるという形になっております。

この地理的表示保護制度につきましては、その商品、物の持つ、その商品が持っている品質であるとか、社会的評価であるとか、あるいはその他確立した特性があるものにつきまして、頭に地名をつけまして、丸々の何々というような感じの表現ができるような形になりまして、これは一つの知的財産として国が保護をしていくという形の新たな制度でございます。

イメージとしましては、地域団体商標というのがございますけれども、その類似と申しますか、違いはあるんですけれども、ああいうイメージを持ってもらえれば結構なんですけど、丸々の何々というような形の表示をして、いわゆるブランド化につなげて、かつ知的財産という形で国が保護するという事で、国内でも、海外に対しても保護していこうというような制度が創設されますので、二十七年六月からの施行に合わせて、これらの制度の普及を図りながら、鹿児島ofすぐれたものについても、ぜひこの制度に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

まず、かごしまの食ブランディング事業につきまして、以前の定例会でもブランド対策監からいろいろ、ブランドって何でしょうという話をいろいろ議論させていただいてきたところなんですけど、今、御説明にあった中で、やはりまず認知度向上というところ、すごくシンプルなんですけれども、非常に鹿児島の産品というのは課題なんだろうなというふうに思っています。ブランドイメージを上げていくためには、まず知ってもらわないと話が始まらないというところがあるかと思っておりますので、ぜひ引き続き頑張って取り組んでいただきたいなと思います。

もう一点、関連して質問なんですけれども、先ほど地理的表示保護制度について御説明いただきましたけれども、今後、普及に取り組んでいくというお話だったんですが、一点教えていただきたいのが、この地理的表示法の保護対象になる具体的なものについては、それは政省令でやっていくものなのか、それとも今後、何か審査があるものなのか、そこを教えてください。

□答弁（かごしまブランド対策監）

その団体等が国のほうに申請をしまして、承諾を得ると申しますか、認可をいただく。認めていただくという形になります。

六月一日以降、施行が始まりますと、実のところ現在、こんな形で審査をしますというような形の内容を国のほうが示しまして、パブリックコメントが三月二日まで行われたところなんですけど、それらの結果も踏まえた上で、正式に国のほうが省令並びに審査基準なるものを確立しまして、それに従って、先ほど申しましたけれども、団体が国に申請をして、認可を得るという手続になってまいります。

■質問（しもづる）

今、仕組みについて御説明いただきました。

先ほどの答弁の中で、地域団体商標の例もありましたけど、似たような仕組みになるんだろうなというふうに思うところなんですけど、その申請という仕組みにおいては、御承知のとおり、地域団体商標においては、申請したけれども取れなかったという例も全国的に、まだ社会的に普及をしていないだとかそういう理由等で、希望するけれども取れなかったという事例も多々あったかと思っております。ぜひ今後この事業を活用して、国の審査基準をしっかりと分析していただいて、本県の希望する団体がしっかりと取得できるような支援を続けていただきたいなと思います。

2. 試験研究の充実について

■質問（しもづる）

あと一点、あと五十四ページなんですけれども、農業開発総合センター費の中の四、公募型試験研究費の減額補正の件なんですけれども、こちらは千二百万円ほど減額補正になっていますけれども、その理由を教えてくださいと思います。

というのが、恐らく多分二つ理由があり得る話で、一つは、そもそも見込んでいたものが取れなかったという話なのか、それとも単純に、研究の本数としては取ってきたけれども、実際に研究してみたらそれほどお金がかからなかったという事業費の確定に伴う減額補正なのか、そこを教えてください。

□答弁（農業開発総合センター所長）

今、お話のありました五十四ページの四番の公募型試験研究事業につきましては、主に農林水産省の競争的資金を獲得するものでございます。この競争的資金を獲得するに当たっては、鹿児島県が単独で応募するものではなくて、国の試験研究機関、独立行政法人でございしますが、その独立行政法人とか、あるいはほかの県の試験研究機関、さらには大学だったり民間だったり、そういうところで組織体をつくります。コンソーシアムと呼ぶんですが、このコンソーシアムで応募をいたします。その応募をして、課題が認められて予算を獲得するという仕組みになっているんですが、残念ながらそのコンソーシアムとして、うちの県がというんじゃなくて、そのコンソーシアムとして認められなかったものがござい

ます。さらには、研究の配分が、共同研究の組織、コンソーシアムとして確保に努めているところでございますけれども、当初の計画どおりの予算が十分確保できずに、そうしますと共同研究機関の中で、コンソーシアムの中で予算の配分をすることになります。そういうことで結果的に本県への配分額が少なくなったというようなことで、このような一千二百万円余りの減額補正をお願いしたところでございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

今、減額の中身についてお示しいただいたわけなんですけれども、私は以前から、ことし一年間、この委員会でも研究費の充実ということを提案してきたわけなんですけれども、先般の委員会等々でも、本県として頑張って競争的資金を取ってきているということは認識しております。高く評価をしているところです。たしか先般の委員会でも、全国平均の取れる率の倍以上、鹿児島県は頑張って、たしか全国の一五に対して四〇%ぐらい頑張って取ってきているというようなお話もありまして、すごく関係各位の方々の御努力には頭が下がる思いであります。

ただ一方で、以前から指摘させていただいていますように、この競争的資金の総枠自体が非常に減ってきているという現状がございまして。ちょっと古いデータで恐縮ですが、たしか平成二十二年と二十五年を比べたときに、農水省枠でたしか百三十から六十六億とか、大体半減していると、それぐらいの状況ですので、頑張って取ってこようとしても、トータルのパイが半分ぐらいにしぼんでくると、おのずとやはり鹿児島県として獲得できる競争的資金というの減ってくるのはやむを得ないところなのかな

と思っています。

そうすると、やはり一方で、国の競争的資金がしぼんできたから研究をしぼませましようねということではよくないはずなんですよね。今後、本県の基幹産業である農業、そして、より高くで物を売っていくということを考えたときに、やはり研究活動というのは非常に重要であるということで、これは予算特別委員会でもやりましたし、ずっとやってきていることなんですけれども、最後は要望で終わりますが、ぜひ、競争的資金がしぼんできているのであれば、県単の試験研究というのを充実させていただきたいというふうに思っております。こちらは要望ですので、以上で終わります。

■質問（しもづる）

私からは一点だけお伺いします。

七十二ページの普及活動費の中の新産地育成普及活動事業についてお伺いしたいと思います。

やはりこれは新しい品種、新しい技術を導入していったって、より稼げる農業、稼げる作物をつくっていく上で非常に重要であるというふうに考えております。

そこで、この新産地育成普及活動事業について、今年度もやられているかと思いますが、今年度どういうことをやってきたのか。そして、また翌年度、この四百六万の予算で何をどうやっていくのかというところを教えてください。

□答弁（経営技術課長）

七十二ページ、新産地育成普及活動事業でございます。

この事業の目的としましては、現在、地元で埋もれているといいますか、有効活用されていない品種とか技術、また、新たに開発された品種・技術等の特徴や有効性の評価を行いまして、産地と企業と生産農家のマッチングを行って、強みのある産地形成を図るということでございます。

具体的に二十六年度実施しましたところは、熊毛、大島、徳之島、曾於、徳之島という形でやっておりまして、主に、それぞれ余り表に出ていないというか、徳之島を例で言いますと、パパイヤとかいう形の中でその産地化を目指すために商品開発とかいう形で活動させていただいております。この事業につきましては、できる限り出口に近いところという部分を狙いまして、徳之島を例で言いますと、パパイヤを例で言いますと、最終消費でありますスーパーのバイヤーさんとの話によりまして、売り場も設けていただいたという形で活動させていただいております。

なお、この事業につきましては、継続分もありますけれども、今度、二十七年度につきましては、このほかにあと三カ所、それぞれトルコギキョウとかニンニクとかという形で継続的にやっていこうという形でございまして、事業の内容としましては、栄養分析、成分分析の話、あとバイヤーさんを通じた品質評価の話、あと企業等の訪問によるマッチングという形の中で事業を実施しているということでございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

これは四百六万全額国庫ということで、たしか今年度は三百九十万ほどだったんじゃないかなと思いますけれども、ふえていっていることは望ましいことですが、ぜひ、今のところはまだ額は小さ

いですが、今お示しいただいたように非常に有意義な事業であるというふうに思っております。

ぜひ国のほうにも予算の獲得、もっともっと予算がふえればもっとたくさん走らせることができるでしょうから、ぜひそちらのほうも取り組んでいただければなというふうに思います。

以上です。